



鳥取県公報

令和4年2月14日（月）
第9373号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（53）（企業支援課）	2
	保安林の指定施業要件の変更予定（54）（森林づくり推進課）	2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（55）（道路建設課）	3
	都市計画法第66条による告示（56）（Ⅱ）	4
	指定障害福祉サービス事業者の指定（57）（中部総合事務所県民福祉局）	4
	物品売払代金の徴収事務の委託（58）（倉吉農業高等学校）	4

告 示

鳥取県告示第53号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
けんこうらんどショッピングタウン 鳥取市大杵45-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 利固 鳥取市吉成二丁目14-21
- 3 変更する事項
施設の配置に関する事項
(1) 駐輪場の位置
6の書類に記載のとおり
(2) 荷さばき施設の位置
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和4年10月2日
- 5 届出年月日
令和4年2月1日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年2月14日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第54号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字駒帰字東谷コウゲ156、156の1から156の6まで、157の3、158、字溝ヶ途385の1、387、388、388の1、389、389の1、390、390の1、391、字イカリ口392、392の1、392の2、393、393の1から393の3まで、394、394の1、394の2、字貝津掛398の1、398の9、400の1、400の3、401の1、401の3、402、403の1、404、字櫛波口上エ405の1、406の1から406の5まで、408の1、408の2、409、409の1、字一ノ谷口410、411の1、411の2、412、413、413の1、414から418まで、419の1、419の2、字夏明口上エ420の1から420の3まで、424から429まで、字杉ヶ途430、431、433、435、436、438、字扇畑449から451まで、453、454、455の1から455の5まで、456の1、457、字上へ側上エ459の1、459の11、459の12、460の1、460の3、460の4、461の1、461の2、462、463の1から463の3まで、464の1から464の3まで、465の1から465の3まで、

466の1、466の2、字小櫛浪口467から471まで、472の1、472の2、473、474、476、479、479の1、480の2、480の3、482から485まで、486の1から486の3まで、字温江上エ487、488、489の1、489の2、490の1、493、495、496の1、496の2、497、字柿ノナル499から503まで、503の1から503の3まで、504から507まで、字東谷508の1から508の3まで、字東谷下モカウゲ向510から515まで、字タラガ谷上エ516から522まで、522の1、523、523の1、524、525、526の1、526の2、527の1から527の3まで、528の1、528の2、529、530の1、530の2、字吉ヶ谷531から533まで、534の1から534の4まで、535、537の1、537の2、字梨木途539から544まで、544の1、字向山545、546、字下モ石舩547から552まで、557、557の1、558、559、字石舩上エ560、561、562の1、字念佛岩563の2、563の3、563の6から563の9まで、565の1から565の5まで、566の1から566の3まで、567の1、567の2、字保キノ谷568、569、字奥駒埴上エ570、571、572の1、572の4、573、575の1、字ウス谷577の1、578の1、579、580、582、583の1、584、字小田上エ585の1、586の1から586の3まで、587、587の1、字下モ木原589、591、593、字下モ木原口595、字神田608の3、字坂谷612の5、字盗人谷618の3、626の3、字下モ向エ632の1、632の3、633の1、633の2、634、635の1、636の1、641、字荒神ノ元上エ644、648、649、字溝ヶ途上エ650から652まで、字イカリ谷653の1から653の3まで、654の1、654の2、658、659、字杓ヶ原下モケ市660の1、661の1から661の3まで、662の2、662の3、663の1、663の2、664、664の1、667の2、字大平678、679、字大井谷683の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第55号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・4・18号米子駅目久美町線

3 事業施行期間

平成29年3月10日から令和6年3月31日まで

(変更前 平成29年3月10日から令和5年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甌山線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
追加する部分
鳥取市卯垣字分木地内
変更する部分
鳥取市立川町六丁目及び卯垣三丁目地内
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月14日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社さつき	東伯郡北栄町大島113-2	障がい者生活介護事業所 虹の島	東伯郡北栄町大島113-2	生活介護	令和4年2月1日

鳥取県告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月14日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

- 1 委託の相手
鳥取中央農業協同組合
- 2 委託期間
令和4年1月20日から同年3月31日まで